

林家文書

五三二一

送り一札之事

南村の平書

一と先

南村の平書

石上者南村の平書は仲立の平書なり
南村の平書は仲立の平書なり
南村の平書は仲立の平書なり
南村の平書は仲立の平書なり
南村の平書は仲立の平書なり
南村の平書は仲立の平書なり
南村の平書は仲立の平書なり
南村の平書は仲立の平書なり
南村の平書は仲立の平書なり
南村の平書は仲立の平書なり

比嘉南村

文政十丁

五月

南村

南村

南村

○送り一札之事 【林家 No.五三一】

【書き下し文】

送り一札之事

当村家主平兵衛女子
一 とめ 歳式拾式

右之者、当村家主源左衛門仲立ヲ以、其御村方

勇蔵殿姫ニ縁組、差遣シ申候所、実正ニ御座候、

尤当村平兵衛儀、御法度切支丹類続ニ而ハ

無御座候間、其御村方宗門人別両御帳面ニ

御書載可被成候、然上者、当村宗門人別両帳面

相除キ申候、為後日、送り一札、仍而如件、

文政十丁亥年二月

比企郡柏崎村 名主 久治郎^印

赤尾村 御名主中

【読み下し文】

送り一札の事

当村家主平兵衛女子
一 とめ 歳式拾式

右の者、当村家主源左衛門仲立ヲ以て、其御村方

勇蔵殿姫ニ縁組、差遣シ申候所、じっしょう実正ニ御座候、

もつと尤も当村平兵衛儀、御法度切支丹類続ニてハ

御座なく候間、其御村方宗門・人別両御帳面ニ

御書載成さるべく候、然る上は、当村宗門・人別両帳面

相除キ申し候、後日のため、送り一札、仍て件のごとし、

文政十丁亥年二月

比企郡柏崎村 名主 久治郎^印

赤尾村 御名主中